

指摘事項

居宅療養管理指導

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書に記載すべき内容が不足している。（条例第97条で準用する第8条、予防条例第73条で準用する第8条）

居宅療養管理指導において重要事項説明書に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①運営規程の概要 ②看護師等の勤務体制 ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制 等

※定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください。

☆運営規程

■運営規程に記載すべき事項が不足している。（条例第95条第1項、予防条例第71条）

居宅療養管理指導において運営規程に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施事業
- ⑥虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年4月1日より義務化）
- ⑦その他運営に関する重要事項